

英国現代奴隷法に関する声明

この声明は、英国で施行された現代版奴隷法に基づき開示するものです。当社が、自己の事業活動およびサプライチェーンを通じて児童労働や強制労働などの人権侵害に加担していないことを確認するために、2023年4月1日から2024年3月31日の間の当社の取り組みを示すものです。

1.当社について：

当社は、国内24社および海外55社からなるグループ会社79社、約14,000人の従業員とともに、25の国と地域において、計測機器、医用機器、航空機器、産業機器、その他の各事業分野で、研究開発、製造、販売、保守サービス等の事業活動を行っています。

英国においては、当社、KRATOS GROUP PLC.およびSHIMADZU EUROPA GmbHが、直接または間接的に製品の製造販売等を行っています。

当社のより詳しい情報は、当社ウェブサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/aboutus/index.html>)をご覧ください。

2.当社の企業理念：

当社は、1875年の創業以来140年以上にわたる歴史を通じて、社是『科学技術で社会に貢献する』に基づき、『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念を掲げ、「世界のパートナーと共に社会課題を解決するイノベティブカンパニーへ」をコンセプトに、企業活動を展開しています。

当社は、社是・経営理念のもとで、地球・社会・人との調和を図りながら「事業を通じた社会課題の解決」と「社会の一員としての責任ある活動」の両輪で企業活動に取り組み、その基本姿勢として「島津グループサステナビリティ憲章」を定めています。その中で、当社は、サステナビリティ経営の取り組みとして人権の尊重を表明し、児童労働や強制労働の排除を基本姿勢として掲げています。

(https://www.shimadzu.co.jp/sustainability/approach/social/human_rights.html)

3.報告期間中の取り組み：

当社は、CSR調達ガイドラインを制定し、サプライチェーン全体で企業の社会的責任(CSR)に関する取り組みを推進しています。本報告期間中には、CSR調達ガイドラインをグループ会社にも適用となる「島津グループCSR調達ガイドライン」に改訂し、当社のみならず当グループと取引のある全てのサプライヤーに対して、人権の尊重や児童労働・強制労働の排除を推進するべく取り組んでいます。

CSR調達ガイドラインは、社外ホームページへ掲載するとともに全サプライヤーを対象にした説明会を例年どおり実施し、引き続きサプライチェーンにおける児童労働や強制労働などが発生する可能性を周知すると同時に、自己のサプライチェーンに生じる人権侵害のリスクについて啓発しました。

(<https://www.shimadzu.co.jp/aboutus/procure/index.html>)

また、従来より取引先へ配布しているCSR調達セルフアセスメントチェックシートについては、新たに取引関係に入ったサプライヤーに対しても順次配布を進め、CSR調達ガイドラインに基づく自己評価を実施していただいています。このチェックシートを通じて各サプライヤーが自社のCSR調達の推進状況の確認と課題の把握を行い、その解決・改善に取り組めるようにしており、これにより課題が発見されたサプライヤー等に対しては、実地訪問等でヒアリング調査を実施し、社内関係部署が横断的に協働しながら課題の改善を進めています。

新た取引を行うサプライヤーとの間では、自己のサプライチェーンに児童労働や強制労働などの人権侵害がないことを表明する条項を盛り込んだ取引基本契約書の締結を進めています。

4. 今後の取り組み：

今後も、CSR 調達の推進活動をグローバルに展開し、更に広い範囲のサプライチェーンにおける児童労働や強制労働など人権侵害のリスクを周知していきます。そのため、例年実施している全サプライヤーを対象にした説明会を継続して行っていきます。

また、児童労働や強制労働などの人権侵害が生じている可能性について理解を深める勉強会を実施し、サプライヤーアンケートを通じて活動の効果を測定し、その評価と改善に取り組んでいきます。

本声明の内容が事実であることを証明します。

2024年9月12日


梶谷 良野
常務執行役員
株式会社島津製作所